

政策的随意契約による役務の提供について（契約前公告）

坂井健康福祉センター事業概要印刷について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を行うので、福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第165条第2項第1号の規定により公告する。

令和元年 5月22日

福井県坂井健康福祉センター所長 久住 健一

記

1 契約の内容

- (1) 契約名称 坂井健康福祉センター事業概要印刷
- (2) 業務内容 坂井健康福祉センター事業概要の印刷製本
- (3) 履行期間 令和元年6月3日から令和元年7月11日まで
- (4) 契約締結予定日
令和元年6月3日
- (5) 担当課及び履行箇所
福井県坂井健康福祉センター 地域支援室
電話 0776-73-0600
あわら市春宮2丁目21-17

2 契約の相手方の選定基準

福井県内に所在すること。

障害者自立支援法に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業所に限る。）を行う事業所として指定されている施設若しくは小規模作業所であること。（経過措置として、更生施設、授産施設及び福祉工場が含まれる。）

3 契約の相手方の決定方法

- (1) 見積合わせを行い、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した施設と契約する。
- (2) 見積書の提出が1施設のみであった場合は、予定価格の制限の範囲内であるか確認のうえ契約する。

4 契約の申込みの方法

- (1) 提出期限 令和元年6月3日（月）午前10時
- (2) 提出先 住所：あわら市春宮2丁目21-17
所属：福井県坂井健康福祉センター 地域支援室
連絡先：0776-73-0600